

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>7-4 都道府県知事に委託する事務</p> <p>法第48条の2の規定に基づいて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号の法定受託事務として、都道府県知事に委託する事務の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>7-4-1 許可申請書について</p> <p>法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書（添付書類を含む。）の提出があったときは、当該書面に不備がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し3部を<u>国土交通大臣</u>に送付すること。</p> <p>7-4-2 変更認可申請書について</p> <p>法第9条第1項及び第2項に基づき規則第11条第1項に規定する変更認可申請書（添付書類を含む。）の提出があったときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し3部を<u>国土交通大臣</u>に送付すること。</p> <p>7-4-3 変更届出書について</p> <p>法第10条に基づき規則第12条第1項に規定する変更届出書（添付書類を含む。）を受理したときは、当該書面に不備等がないか確認</p>	<p>7-4 都道府県知事に委託する事務</p> <p>法第48条の2の規定に基づいて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号の法定受託事務として、都道府県知事に委託する事務の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>7-4-1 許可申請書について</p> <p>法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書（添付書類を含む。）の提出があったときは、当該書面に不備がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し3部を<u>申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）</u>に送付すること。</p> <p>7-4-2 変更認可申請書について</p> <p>法第9条第1項及び第2項に基づき規則第11条第1項に規定する変更認可申請書（添付書類を含む。）の提出があったときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該申請書の正本1部及び写し3部を<u>申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等</u>に送付すること。</p> <p>7-4-3 変更届出書について</p> <p>法第10条に基づき規則第12条第1項に規定する変更届出書（添付書類を含む。）を受理したときは、当該書面に不備等がないか確認</p>

現 行	改 正 案
<p>の上、当該申請書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>国土交通大臣</u>に送付すること。</p> <p>7-4-4 廃業等届出書について</p> <p>法第 11 条第 1 項に基づき規則第 13 条第 1 項に規定する廃業等届出書の提出があったときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該申請書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>国土交通大臣</u>に送付すること。</p> <p>7-4-5 特例事業開始届出書について</p> <p>法第 40 条の 2 第 2 項に基づき規則第 28 条の 2 に規定する特例事業開始届出書（添付書類を含む。）の提出があったときは、当該書面に不備等がないかを確認の上、当該届出書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>国土交通大臣</u>に送付すること。</p> <p>7-4-6 変更届出書（特例事業関係）について</p> <p>法第 40 条の 2 第 4 項に基づき規則第 28 条の 4 に規定する変更届出書（添付書類を含む。）を受理したときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該届出書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>国土交通大臣</u>に送付すること。</p>	<p>の上、当該届出書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>届出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等</u>に送付すること。</p> <p>7-4-4 廃業等届出書について</p> <p>法第 11 条第 1 項に基づき規則第 13 条第 1 項に規定する廃業等届出書の提出があったときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該届出書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>届出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等</u>に送付すること。</p> <p>7-4-5 特例事業開始届出書について</p> <p>法第 40 条の 2 第 2 項に基づき規則第 28 条の 2 に規定する特例事業開始届出書（添付書類を含む。）の提出があったときは、当該書面に不備等がないかを確認の上、当該届出書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>届出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等</u>に送付すること。</p> <p>7-4-6 変更届出書（特例事業関係）について</p> <p>法第 40 条の 2 第 4 項に基づき規則第 28 条の 4 に規定する変更届出書（添付書類を含む。）を受理したときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該届出書の正本 1 部及び写し 3 部を<u>届出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等</u>に送付すること。</p>

現 行	改 正 案
<p>7-4-7 特例事業不該当事由届出書について</p> <p>法第40条の2第7項に基づき規則第28条の5に規定する特例事業に該当しなくなった場合の届出書の提出があったときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該届出書の正本1部及び写し3部を<u>国土交通大臣</u>に送付すること。</p>	<p>7-4-7 特例事業不該当事由届出書について</p> <p>法第40条の2第7項に基づき規則第28条の5に規定する特例事業に該当しなくなった場合の届出書の提出があったときは、当該書面に不備等がないか確認の上、当該届出書の正本1部及び写し3部を<u>届出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等</u>に送付すること。</p>

※上記の他、所要の軽微な字句修正等を行う。